

家庭的保育事業の実施基準に盛り込む内容案(イメージ)

第2回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年 2月20日

資料
2

目的・理念

乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の健全な育成及び福祉の増進を目的とし、乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して保育を行う。

家庭的保育者の要件

- (1) 市町村長が行う研修を修了したもの。
 - ① 保育士
 - ② 保育士と同等の知識及び経験を有するものと市町村長が認める者
- (2) 心身ともに健全であること
- (3) 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること
- (4) 乳幼児の保育に専念できること
- (5) 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること
- (6) 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

事業の開始等

- (1) 都道府県知事への届出事項(事業開始前)
 - ① 事業開始の予定年月日
 - ② 事業の概要
 - ③ 家庭的保育事業を行う者の氏名及び住所

- (2) 都道府県知事への届出事項(廃止・休止)
 - ① 廃止又は休止しようとする予定年月日
 - ② 廃止又は休止の理由
 - ③ 現に保育を受けている乳幼児に対する措置
 - ④ 休止の予定期間

情報提供

情報提供をする事項

- ① 家庭的保育者の氏名、保育士等の資格、経験年数
- ② 保育を行う居宅等の位置及びその状況
- ③ 保育の方針及び内容
- ④ 保育時間
- ⑤ 保育料
- ⑥ 家庭的保育者に対する支援体制
- ⑦ 家庭的保育の利用手続

事業の実施基準

(1) 実施場所・設備基準等

- ①家庭的保育者の居宅その他の場所であって、市町村が適当と認める場所を実施すること
- ②専用の部屋を有すること
- ③面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること
ただし、3人を超えて保育する場合は、3人を超える乳幼児1人につき3.3平方メートルを加算
- ④衛生的な調理設備を有すること
- ⑤敷地内に乳幼児の遊技等に適する広さの庭(これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。)を有すること
- ⑥火災警報器及び消火器を設置するとともに、避難訓練を定期的実施すること

(2) 配置基準

- ①保育する乳幼児の数は、3人以下
- ②家庭的保育補助者(市町村が実施する研修を修了したものに限る。)とともに保育する場合には、5人以下

(3) 保育の内容

- ①保育時間は、1日につき8時間を原則
- ②保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準じ、家庭的保育事業の特性に留意

(4) 市町村が行う体制整備

保育所その他の関係機関等と連携を図り、次に掲げる業務を実施。

- ①【**保育の内容への支援**】 乳幼児の状態に応じた保育を適切に行うことができるよう、保育の内容に関する支援を行うこと
- ②【**巡回指導・相談**】 家庭的保育者の居宅等を巡回し、保育の状況を把握するとともに、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと
- ③【**研修**】 家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修等を行うこと
- ④【**代替保育**】 家庭的保育者の病気、休暇等により保育が行われない場合に、代替保育が行われるよう必要な体制を整えること
- ⑤【**健康診断**】 乳幼児に対し、健康診断を実施するよう努めること
- ⑥【**集団保育**】 幼児の年齢等に応じ必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験させるよう努めること
- ⑦【**苦情受付**】 乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること
- ⑧【**他機関との連携**】 保育が円滑に行われるよう、保育所、保健所、児童相談所等の関係機関と密接に連携を図ること